

平成27年度補正予算に係る個別公共事業の評価書（その2）

平成28年1月21日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>)に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成27年度補正予算に係る評価として、新規事業採択時評価9件の評価結果をとりまとめた。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html)

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業関係費】	
都市・幹線鉄道整備事業	宮内 秀樹

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目			評価を行う過 程において使 用した資料等	担当部局		
	費用便益分析		費用便益分析以外の 主な評価項目				
	費用	便益					
都市・幹線鉄道整備事業 (消費者余剰法)	・事業費 ・維持改良費	・利用者便益(時間短縮効果等) ・供給者便益 ・環境への効果・影響	・道路交通混雑緩和 ・地域経済効果 ・生活利便性の向上 ・安全への効果・影響	・旅客地域流動調査 ・ハーネストリップ	鉄道局		

※効果把握の方法

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

別添2

**平成27年度補正予算に係る新規事業採択時評価について
(平成28年1月時点)**

【公共事業関係費】

事業区分	新規事業採択箇所数
都市・幹線鉄道整備事業	9
合計	9
総計	9

別添3

平成27年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧 (平成28年1月時点)

【都市・幹線鉄道整備事業】
(鉄道駅総合改善事業・大規模バリアフリー化事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
大規模バリアフリー化事業 伊予西条駅 四国旅客鉄道株式会社	4.2	エレベーター	<利用者への効果・影響> ・高齢者や障がい者などの要配慮者の避難・移動手段の確保。 ・エレベーターの設置により車椅子使用者が自力で移動可能となる。 ・移動等円滑化の促進に関する基本方針に対応。 ・高齢者や障がい者はもとより、子育て世代や重い荷物を持った利用者等の移動円滑化に資する。	鉄道局 都市鉄道政策課 (課長 五十嵐徹人)

(鉄道施設総合安全対策事業(耐震対策))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
伊勢崎線（五反野駅） 鉄道施設の耐震補強事業 東武鉄道株式会社	0.18	駅の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
京成本線 鉄道施設の耐震補強事業 京成電鉄株式会社	4.5	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
京王線 鉄道施設の耐震補強事業 京王電鉄株式会社	0.16	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
高尾線 鉄道施設の耐震補強事業 京王電鉄株式会社	3.1	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
成田空港高速鉄道線 鉄道施設の耐震補強事業 成田空港高速鉄道株式会社	7.7	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
羽田空港線 鉄道施設の耐震補強事業 東京モノレール株式会社	14	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
池袋線 鉄道施設の耐震補強事業 西武鉄道株式会社	0.24	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)
北総線 鉄道施設の耐震補強事業 千葉ニュータウン鉄道株式会社	2.1	高架橋等の耐震対策	・地震時における鉄道網の確保に寄与する。 ・地震時における鉄道構造物の崩壊を防ぐことにより、多くの鉄道利用者の安全確保に寄与する。	鉄道局 施設課 (課長 江口 秀二)